

根室市選挙管理委員会告示第 25 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和6年6月及び令和6年9月並びに令和6年12月における選挙人名簿の登録を行う日を登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日にしたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和5年12月1日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴谷良憲



記

1. 登録を行う日を定める月

登録月	登録を行う日
令和6年6月	令和6年6月3日（月）
令和6年9月	令和6年9月2日（月）
令和6年12月	令和6年12月2日（月）